

介護保険負担限度額認定の申請

新規

負担限度額認定は、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費や居住費等の自己負担額が軽減される制度です。負担限度額認定は年度ごとに申請が必要です。

1. 申請に必要な書類

	提出書類	準備いただくこと	確認
1	介護保険負担限度額認定申請書(表面)	申請書に必要事項を記入してください。	
2	同意書(裏面)	同意書に必要事項を記入してください。	
3	資産等の詳細について	お持ちの資産について記入してください。	
4	資産等の確認書類の写し (預金通帳や有価証券などのコピー)	預貯金等の資産を証する書類(下表参照)を揃え、コピーを用意してください。	

※夫婦ともに軽減を受けようとする方:申請は被保険者ごとに必要です。提出書類は2人分ご用意ください。

※前年分の所得が未申告の方:事前に、税務課窓口にて申告をお願いします。

※個人番号の記載がある場合:被保険者の個人番号確認及び申請者の身元確認と代理人が申請する場合は、代理権確認が必要です。

被保険者ご本人が認知症等で意思表示出来ない等、代理権の授与が困難な場合は、申請書に個人番号は記入せず提出してください。

◎預貯金等の資産を証する資料

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金(普通・定期預金、積金) ※本人と配偶者(※1)名義のすべての預貯金が対象 (※1)この申請における配偶者は、世帯を分離している配偶者又は、内縁関係の場合も対象です。 ※施設入所の方は、施設に預けている本人名義の預貯金も対象	通帳の写し(ウェブサイトの写しも可) ① 口座名義等の記載ページ ② 口座残高の記載ページ   ▶ 通帳表紙裏の見開きページ ▶ 最新の記帳から2ヵ月分 注意 ※現在の残高が分かるよう、申請前に記帳ください。 ※同じ通帳に定期預金のページがあればそちらも必要です。 ※記帳内に「定期積金」及び「カコミ」等の記載があれば、定期積金証書をお持ちの可能性がございます。
有価証券、投資信託、出資証券	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し(ウェブサイトの写しも可) 注意 ※記帳内に「出資配当金」の記載がある場合、出資証券の写しの提出漏れにご注意ください。
金・銀など ※購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し(ウェブサイトの写しも可)
現金(タンス預金など)	自己申告(申請書に金額を記入)
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書などの写し

(裏面へ続く)

2. 申請方法

必要書類をご準備いただき、窓口または郵送にてご申請ください。

場 所 加西市役所2階 長寿介護課

受付時間 平日8:30～17:15

3. 認定結果の通知

後日郵送にて「承認」または「不承認」を記載した通知書を送付します。

「承認」された方には、併せて介護保険負担限度額認定証を交付します。

介護保険負担限度額認定について

■対象となるサービス

【入 所】 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院

【ショートステイ】 短期入所生活介護、短期入所療養介護

■対象者

下記の表の所得の状況と預貯金等の資産状況に当てはまる方

利用者 負担段階	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費(滞在費)				食費
				ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床 室	従来型 個室	多床室	施設
第1段階	生活保護受給者		要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯 全員が住 民税非課 税	老齢福祉年金 受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
第2段階	世帯 全員が住 民税非課 税	前年の合計所得 金額+年金収入 額が80.9万円 以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 (600円)
第3段階 ①		前年の合計所得 金額+年金収入 額が80.9万円超 120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 (1,000円)
第3段階 ②		前年の合計所得 金額+年金収入 額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 (1,300円)

※居住費の()内の金額:短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合の金額。

※食費の()内の金額:介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護を利用した場合の金額。

申請時の注意事項

申請内容が認定要件を満たさない場合、申請は却下となります。なお、却下判定の場合は、施設の設定した金額をご負担いただくことになります。申請前に要件を満たしているかご確認の上、ご申請ください。